諮問の概要

１　大阪府個人情報保護条例の該当条文

　　　　第７条第５項（要配慮個人情報の収集の制限の例外事項）

２　趣旨・目的

1. 概要

　　　　新型コロナウイルス感染症対策に関しては、大阪府内の感染者数の増加により事務量が増加している。感染拡大に対応するため、行政検査に関する業務や宿泊療養を行う感染者等に対するフォローアップ業務等を委託することもあり、より多くの様々関係者が対策に携わるようになってきている。また、今後の感染拡大状況によっては、広域調整の必要性が高まることも想定される。加えて、軽症者等の宿泊療養や自宅療養の実施に伴い、感染者の居所が多様化してきており、よりその把握が必要である。

　　　　こうした中で、より効率的に感染者等に関する情報を収集し、保健所等の業務負担軽減及び情報共有・把握の迅速化を図るため、今般、厚生労働省において新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（Health Center Real-time Information-sharing System on COVID-19:HER-SYS）が導入された。

　　　　新型コロナウイルス感染症患者の病状等の患者情報については、情報公開条例第２条第２号の「病歴」に該当することから、「要配慮個人情報」であると考える。（要配慮個人情報の収集）

　　　　ついては、要配慮個人情報の収集について諮問を行うものである。

1. 事業概要

別紙１のとおり

1. 利用・収集する個人情報

別紙２のとおり

1. 利用・収集の必要性

　　　・HER-SYSは厚生労働省が構築したシステムであり、現在、全国自治体で導入準備が進められている。（5月29日に運用開始）

　　　・新型コロナウイルス感染症に関する発生届に関する国への報告事務は、HER-SYSを用いて行うことになる。

　　　・新型コロナウイルス感染症に関して、厚生労働省に報告が必要な各種事項のうち、HER-SYSに入力可能な項目に関する事項については、HER-SYSに入力し報告することが基本となる。

1. 所属における適正管理について

　　　　所属における当該情報の取扱いについては、「個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」に基づいて、適正に行う。

ア　当該情報の取扱職員をあらかじめ定め、他の職員が閲覧等できないよう厳重に保管する。

イ　紙記録や電磁的記録の廃棄にあたっては、復元できないよう措置を講じた上で、適切に処分する。